

令和 6 年度宇部市人権施策推進審議会（第 4 回）				
開会年月日時		令和 7 年 2 月 4 日（火）午後 2 時 0 0 分		
閉会年月日時		令和 7 年 2 月 4 日（火）午後 4 時 0 0 分		
開会の場所		宇部市役所 5 階 第 1 委員会室		
出席委員及び関係職員氏名	【委員】 新開奏恵 山根 寛 亀井敏則 加藤節子 川口泰司 竹元 愛 林 治美 原田雅博 原谷和子 廣田洋子	【事務局】 黒瀬部長 床本次長 半田課長 山口副課長 田中係長 床本部長 中村次長 志馬主幹 三宅副主幹	欠席委員氏名	【委員】 井上毅雄 谷村美知子 毛利哲也
議案事項及び決議要項	その他会議の概要 議題 （１）「（仮）宇部市人権尊重のまちづくり条例」について			

令和 6 年度宇部市人権施策推進審議会（第 4 回）

議 事 録（要約）

1 議 題

（１）「（仮）宇部市人権尊重のまちづくり条例」について

事 務 局 第 5 条、第 7 条～第 11 条、附則に対する委員からの意見紹介及び意見に基づく変更の有無等について説明 ー

会 長 事務局より説明のあった内容について、質問や意見があれば発言をお願いしたい。

委 員 今回の審議会で条例案が確定すれば答申を提出して欲しいとあったが、次回の審議会には引き継ぐということをしてないということなのか。
 条例案の議会提出はいつ頃を目途としているのか。

事 務 局 条例案の議会提出は令和 7 年度中を考えている。
 現委員での審議会の開催が今回で最後となるので、これまでの審議を踏まえれば現委員で確定できるところは確定して欲しい。
 確定が難しい箇所があれば、次回以降の審議会に引き継ぐことにはなる。

委 員 確定するというのはどういう状態になることなのか。

事 務 局 各条文について、できれば審議会の総意で決めて欲しいが、難しければ審議会条例に基づいた多数決で決定して欲しい。

会 長 事前に委員からの聞き取りもしているが、事務局から説明があった各条文については事務局説明のとおりで良いか。

委 員 第 11 条の調査のことだが、令和 2 年に実施した市民人権意識調査のアンケートを見た。
 どのような質問項目になるかにもよるが、そもそも市民

に対して人権に関する聞き取りをすることは憲法上の話で
いうと思想信条に関わる話だと感じた。

実態調査が必要かどうかとなれば、私は必要ないと思う。

個人の考え方や見方とか関連性の強い調査になるので、
思想信条に関わるかどうか微妙。

事務局から説明のあったプライバシー侵害にならないよ
うに配慮しているというのは具体的にどういうことを言っ
ているか。

事 務 局

アンケートによる実態調査は匿名で実施しており、アン
ケートの結果をもって個人が特定されるものではない。市
民への施策の浸透具合、不足部分を明らかにするには実態
調査は必要。

委 員

個人が特定されないことがプライバシー侵害ではなく、
個人の理念や思想（感じ方、考え方）を聞くことがプライ
バシー侵害ではないのか。

アンケートによる実態調査の結果は一つの根拠とはなる
と思うが、次にどのような施策を打つのかというものに結
び付いていたのか。実態調査の結果に基づいて施策を進め
ていくことは曖昧なものを基に進めていくことになるので
はないか。

アンケートによる調査以外の方法はないのか？

事 務 局

まず、アンケートの方法にも、紙媒体やインターネット
を通じて実施するものがある。アンケートを行う場合には、
委員から指摘のあったプライバシーや個人が特定されるこ
とがないよう気を付けて実施している。

アンケート結果については、統計上のデータとして使用
する。令和２年度に実施した人権意識調査については、市
内全域の満１８歳以上の市民から抽出された２，０００人
を対象としており、回答は強制ではなく、地域も特定して
いない。

アンケート調査の詳細については、担当部署の職員に限
り閲覧可能として取り扱っている。調査結果を公表するに
あたっては個人が特定されないよう統計データとして公表
している。

アンケート調査を行う目的としては、市が必要な人権施
策を効果的に推進するために実施するものである。

現状では、アンケートによる調査が有効な手段と思っている。

委員 調査については、定期的に取り組状況に対する現状における成果と課題を把握するにあたっては大事であり、必要と思う。

会長 委員から指摘があったように配慮しなければならない部分については配慮しながら調査を実施してもらう必要があると思う。

調査に対する審議会の意見としては、素案のとおりとして決定することとしてよろしいか。

委員 人権条例が差別についてみんなが自覚し、差別を無くしていこうと進んでいく状況が作られた場合、アンケートの結果で「差別を受けた」や「差別事案を見たことがある」という回答数が増えてもおかしくない。

市がアンケート調査を実施するにあたっては、考え方や思想に関わる設問についてかなり慎重に行わなければならないと思う。

会長 調査に関して委員から指摘のあった部分については、今後の審議会の中で協議する際に確認していく部分としたいが、条例としては素案のとおりで進めることとしてよいか。

採決は取らないが、第5条、第7条～第11条、附則については修正無しとしてよろしいか。

審議会の総意にて決定

【審議事項①（第1条、6条、7条）】

会長 第3回審議会では市民等や事業者については「役割」という言葉を使用することで話がまとまっていたが、新たに「義務」としてはどうかとの意見が出ている。

この意見について、どのように思われるか発言をお願いしたい。

なお、委員への事前の意見聴取では、13名中11名の委員が「役割」でよいとの回答を得ている。

委 員 「責務」と「役割」については、以前の審議会で決着している話なので、話を戻すべきではないと思う。

「義務」を定めるのであれば、個別具体的に定めなければならないが、策定しようとしている条例は理念条例レベルとのことなので、一市民の立場としては「役割」という言葉でストンと入ってくる。

事 務 局 条文について1条ずつ採決をお願いしたい。

会 長 審議事項①の採決をとる。
「市民等」及び「事業者」については「役割」という言葉の使用で決定してよいと思う委員は挙手をお願いしたい。

採決 挙手多数

会 長 審議事項①については、「役割」という言葉を使用することとする。

【審議事項②（第2条、3条、4条）】

会 長 「不当な差別」と「人権侵害行為」について資料が準備されているが、事務局から説明をお願いする。

事 務 局 — 資料説明 —

会 長 第2条から順に整理していきたい。
事務局からの説明があった表記でよいか、意見があれば発言をお願いしたい。

委 員 「不当な差別」と「人権侵害」のカテゴリーについては送られてきた参考資料により納得できた。ただ、一般市民の方がイメージできるかどうかは不安。

宇部市は平成20年に県内では唯一の配偶者暴力支援センターを設けている。DVに対して啓発や相談支援については長い歴史があるので、可能であれば「いじめ、虐待」のところにDVも入れて欲しい。

委 員 DVの件については私も賛成する。
今までも申し上げたが、同和問題は今の時点で解消され

たという立場をとるべきというのが私の意見。

同和問題は他の差別問題とは違い、目に見えない差別であり、社会的に作られた差別である。

同和問題は国や行政の取組の中で解消していったという立場に立たないと、出身に基づく差別事象だと捉えると逆戻りするのではないか。

現状を見て、同和問題はほぼ解消されたと見るべきだと思う。

差別行為は人権侵害行為だと思うし、そういう意味では「不当な差別」というくくり方が必要なのか。

長く宇部市に住んでいるが、過去には結婚差別や就職差別があったが今は無くなった。

同和問題を前向きに進めていくには、条例にとり立てて記載するのは逆効果だと思う。

委員 同和問題はなくなったとの意見であったが、部落差別は残っている。

市としては何を残したいかということをして市長の諮問機関として審議している。

自分は同和問題について市の基本的な考え方として残して欲しいと意見している。

同和問題は解消されたというのはどういう意味なのか。

委員 社会的な問題として、同対法以降いろんなことがあったが、行政や地域住民が力を合わせて頑張ってきた成果。同和問題がゼロになったと言ったわけではない。

委員 同和問題については市の基本的な考え方として残して欲しい。差別問題は、同和問題から始まっていると思う。

委員 同和問題については「出身」に含まれているとのことでよいか。

他に「出身」に含まれるのはどういう説明だったか。

事務局 「出身」には、人種、国籍、民族も含まれる。

委員 マジョリティから差別を無いことにされるというのは差別問題の常。

「差別」とは属性によるもの。

「人権侵害行為」は属性に関係ないもの。

「不当な差別」のところに、市が把握している個別の人権課題としている課題を具体的に明記して欲しい。

パワハラやDVは防止法もあるので入れてみてはどうかと思う。

委 員

同和問題に関しては、長い運動の歴史の中で前進してきた結果だと言っているだけ。

世の中が前進している、みんなの認識が変わってきていると見ていかないと、差別反対だけでは世の中は動かないというのが私の意見。

委 員

DVについては宇部市独自の取組をされてきたとのことであれば、条文に入れることは意義があることだと思う。

女性に対する暴行虐待の統計上の話だが、法務省の人権新規救済開始件数では平成30年には1,000件以上あったが、令和4年では430件となっており、地域におけるDVや配偶者に対する取組が進んだことにより減少したものだと思うし、これからも取組を進めていくべきだと思う。

一方、部落差別については解消されたと言われたが、平成30年は92件、令和元年は222件、令和2年は244件、令和3年308件、令和4年は433件と増えてきている。これは、インターネットを通じて地域を特定するような侵害が増えてきている。

ただ、条文の記載については際立たせない方がよいとの意見があるので、このままでよいと思う。

副 会 長

素案ではコンパクトに記載したものとなっているが、このままでいくのか、DVなども含めながら前回残していたようなもう少し具体的で市民に寄り添った記載が望ましいのかを審議した方がよい。

事 務 局

第4条については、今の素案では「人権侵害行為の禁止」となっているが、当初は「不当な差別の禁止」となっていた。

どちらの言葉の方が正しいのか、言葉の定義について条例上は第2条に記載している。

おおもとは第4条なので、第4条の観点に今一度立ち戻っていただき、これらの言葉の説明をする定義においてももう少し

し具体的に記載した方がよいのか、おおまかに記載した方がよいのか審議いただきたい。

後程、話には出てくるが、条例と人権指針は一体的なものになる。

人権指針には既に同和問題について記載がある。

参考資料でいうと、出身地等による部落差別と書かれているが、ここでは前置きの表現は無いが属性に関することを定義していると思っていただきたい。

会 長 人権指針には細かく記載がされているが、条例にも細かく記載するのか、コンパクトに記載するのか。

人権侵害行為の虐待のところには配偶者からの暴力が含まれて形で記載されていると思うが、条例を人権指針と照らし合わせて見た時に大事なところが漏れていないか。

発言をお願いしたい。

委 員 宇部市はDVに対して20年近く特化して取り組んできたので、宇部市の特徴として記載してみてもよいと思う。

私は人権教育推進委員として活動しているが、山口県の人権推進指針の中には同和問題が含まれて記載されているし、毎年同和問題の研修も受けている。

平成28年には部落差別解消推進法が施行されており、現在もなお部落差別が存在するということで今からもまだ解消していかなければならないと学んでいる。

委 員 DVの定義とは配偶者に限られるのか、デートDVも入るのか。

DVの追加記載には賛成。

パワハラ、セクハラ、カスハラもある。パワハラは防止法があるが、ハラスメントというくくりでよいのかも。

委 員 虐待の中にDVは含まれる。

会 長 1つ1つの文言で意見をいただいているが、言葉として表記することが難しいというのが率直な思い。それぞれの立場で大切にしているものがあり、人権侵害行為になるということを皆で意識していく、差別を無くしていくという意味で該当する内容が具体的に記載できればよいが、今出していた意見を整理していかなければいけない。

委 員 この言葉はどのように捉えているという条例規則や逐条解説を作ったりすれば整理できると思う。

事 務 局 全ての条例に逐条解説があるわけではないが、条例はコンパクトにして逐条解説等で補足するという方法もある。
人権侵害行為は不当な差別をはじめとするものでよいかということについて審議いただきたい。

会 長 第2条の（４）「人権侵害行為」の記載について、素案のとおりでよいか。

委 員 逐条解説を作成するのか。

事 務 局 逐条解説を作成するという方向で考えている。

委 員 不当な差別という言葉の使い方だが、差別すること自体が人権侵害行為に当たっている。
市民が条例を見た時に市民の賛同を醸成させることが市の責務だと思う。使う言葉は市民にフィットするように逐条解説も含め進めていくべきだと思う。
DVについては先程の意見に賛同する。

会 長 第2条について採決をとる。
第2条については、素案のと通りの記載とし、逐条解説をつけるということで決定してよいと思う委員は挙手をお願いしたい。

採決 挙手多数

会 長 第2条については、素案のと通りの記載とし、逐条解説をつけるということで決定する。

会 長 第3条の審議に移る。
事務局より示された修正案のとおりでよいかどうか、発言をお願いしたい。

委 員 人権は個人の権利の問題であるので、修正案の「かけがえない尊い生命（いのち）の主体者である」のところは、修

正前の「かけがえのない個人として尊重される」の方が良いと思う。

もしくは、「尊い生命（いのち）の主体者」を「尊い生命（いのち）の権利の主体者」としてみてはどうか。

委員 「全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており」の部分、基本中の基本。

「尊い生命（いのち）の主体者」という表現に感動した。

私は元学校教員だが、学校現場では今、尊い生命（いのち）の主体者ということが問われている。

「尊い生命（いのち）の主体者」としての人権意識がきちんと育てられていない部分があるので、このままでよいと思う。

会長 第3条について採決をとる。

第3条については、素案のとおりで決定してよいと思う委員は挙手をお願いしたい。

採決 挙手多数

会長 第3条については、素案のとおりで決定する。

会長 第4条の審議に移る。

素案のとおり、条文の題名を「人権侵害行為の禁止」に変更することでよいか。

意見があれば発言をお願いしたい。

会長 特に意見が無いようなので、第4条について採決をとる。
第4条については、素案のとおりで決定してよいと思う委員は挙手をお願いしたい。

採決 挙手多数

会長 第4条については、素案のとおりで決定する。

【審議事項③（人権救済のための支援）】

会長 人権救済のための支援ということで条文に記載してみてもどうかとの意見が出ている。

これに対する意見があれば発言をお願いしたい。

- 委 員 人権相談はとても大切と思っている。
条例に記載があれば、被害者に伴走した支援を実施する時の根拠となるため、条文があった方がよいと思う。
- 会 長 事務局に質問するが、現状の人権救済のための支援整備状況はどのようなになっているのか。
- 事 務 局 相談体制の充実や職員の人材育成については、人権推進指針に明記している。
相談窓口の情報の周知については、【宇部市版】人権相談窓口一覧表を作成しており、市ウェブサイトに掲載している。
また、「職員の人権相談の対応に関する事務処理要領」と「過去の相談事例集」を基に、隣保館職員を含む担当課内で情報共有を行い、相談体制の整備を行っている。
被害者救済に関して、人権推進指針には具体的な記載は無い。
人権救済については、「人権救済が必要かどうかをどのように判断するのか?」、「被害者が望む支援が一体どのような内容なのか?」、「被害者が望む支援について、市以外の機関も含め、既に支援可能な範囲と支援が足りていない範囲は整理できているのか?」など、現時点で市としては整理できていない状況。
- 会 長 事務局からの説明では、人権救済の条文を記載するにあたっては整理できていない部分があるということだったが、意見はあるか。
- 委 員 私は過去に法務局に相談をしたことがある。その時に加害者に対して法務局が説示をしたが、私には説示をしたとの一文のみの報告であった。加害者が反省したのか、再発防止はされているのかと法務局に問い合わせたが回答してくれなかった。
被害者が一人で問題解決をするのは大変なので、地方自治体が丁寧に被害者の相談にのったり、関係機関と調整をしたりと、被害者に伴走しながら支援して欲しい。
- 副 会 長 条文への記載については賛成だが、私も法務局で相談を受けることがあるが、他の機関でどのような人権事案があ

るのかはわからない。

人権救済について整理できていない部分がある中、この条文を記載することで市民に過度な期待感を持たせてしまうことや市民が窓口をたらいまわしにされてしまうことが怖い。

ただ、この条文については今後記載して欲しいということで、審議会の附帯意見としてみてはどうか。

委員 救済体制の問題があるので、条文として書くのであれば第3回審議会提示時レベルだと思う。

委員 現在の市の中で既にいろいろな相談窓口があると思うが、どういう位置付けでこの救済を持ってくるのか。
市としてワンストップ窓口となるのか。

会長 事務局から説明があったように、全てのことについてワンストップ窓口とすることは難しい。条文に記載するとなれば責任をもって対応することができるという状況が求められる。

対応できないから条文に記載しないということではなく、委員から意見が出たように大切なことなので、現時点で条文には記載しないが審議会の意見として提出してみてはどうかとの意見もあった。

他に意見はあるか。

会長 人権救済のための支援について採決をとる。
人権救済のための支援については、現時点で条文には記載しないが審議会からの附帯意見として提出するという
ことで決定してよいと思う委員は挙手をお願いしたい。

採決 挙手多数

会長 人権救済のための支援については、現時点で条文には記載しないが審議会からの附帯意見として提出するという
ことで決定する。

会長 事務局に確認するが、第2条について逐条解説の作成について話があったが、これに関して審議会への諮問は無い
ということでよいのか。

- 事務局 審議会に諮問した条文については、今までの審議でまとめたものを後日市長に答申することとなる。
- その際に、「逐条解説を作成する」、「人権救済に関する支援については条文には記載しないが審議会からの附帯意見があったこと」をお伝えすることとなる。
- 逐条解説の作成等、今後は事務局の方で対応させていただく。
- 委員 今現在、救済の一環として市民に対する相談窓口の周知はされているのか。
- 事務局 相談があれば適当な相談窓口を紹介している。【宇部市版】人権相談窓口一覧表を市ウェブサイトに掲載していることについても改めて周知していきたい。
- 今後については、市長への答申をいただき、市で内容を精査したうえでパブリックコメントを実施し、その後、議会に提出することとなる。
- 議会で可決されれば、市民等には条例の内容や相談窓口等について御案内しながら、人権が尊重されるまちづくりを進めていきたい。
- 会長 市長への答申については、本日の審議内容をまとめたものを会長と副会長で作成し、後日市長へ提出させていただく。

2 閉会